

労審発第 1509 号

令和 5 年 6 月 12 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 5 年 6 月 12 日付け厚生労働省発職 0612 第 1 号をもって諮問のあった「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和5年6月12日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

障害者雇用分科会

分科会長 山川 隆一

「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」、  
「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、  
「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間案要綱」について

令和5年6月12日付け厚生労働省発職0612第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。